

2 生活に関すること ① 仕事のこと



がんと診断を受けた後も約7割の方は、就労を続けていると言われています。
利用できる制度や相談を活用しましょう。



各制度の詳細は
こちらから

② 社会保険労務士さんに聞きました～仕事に関するQ&A

✓ 診断を受けたとき

Q 治療と仕事を両立するためにはどうしたらよいでしょうか？

まずは治療に要する期間や仕事への影響を主治医に確認しましょう。その際には、仕事内容や働き方などを主治医に伝え、具体的な助言をもらいましょう。勤務先がある方は、勤務先の制度（休暇・休職制度、柔軟に働ける制度など）を人事・労務担当者や就業規則で確認しましょう。一人で悩まず、主治医や勤務先をはじめ、専門の相談窓口（P6相談先1～3）を利用し、望ましい方法を見つけてください。

✓ 退職を余儀なくされた場合

Q 病気のことを会社に報告したら、解雇されました。納得できません。

就労困難で復職が見込めないような場合は、退職を余儀なくされることもあるかもしれません。しかし、休職や柔軟な働き方などの制度を利用したり、配置転換や業務の軽減により仕事との両立の可能性があるにも関わらず解雇された場合には、不当解雇の可能性もあります。勤務先に、解雇理由書を発行するよう求めるなどして解雇理由を確認し、納得できない場合には、外部の相談機関（P6相談先3）へ、解雇の正当性について意見を求めることをおすすめします。

✓ 治療後に再就職する場合

Q 採用面接時に病歴を伝えるべきでしょうか？

自分から病歴を伝える義務はありません。ただ、職務内容に体調などが関係する場合（通院のため頻繁に休暇を取得する必要がある、配慮してもらいたいことがあるなど）は、事前に採用担当者に告げておいた方がよいでしょう。

就職支援に関する相談窓口（→P6相談先2）

具体的な事例、Q&Aが掲載されています

がんと仕事のQ&A～がんサバイバーの就労体験に学ぶ



国立がん研究センター
がん情報サービス

仕事に関する相談先

1. 治療と仕事の両立支援

・治療と仕事の両立支援ナビ



両立支援に関する情報・相談先など、
企業の担当の方にも役立つ情報が掲載されています

2. 長期療養者（がん患者等）の方の 就職支援

・ハローワーク飯田橋

☎ 03-3812-8609
部門コード43 #

まずはどこでも、
ご相談ください

3. 働き方に関する制度、労働条件、社会保険等の相談

区の窓口 「労働問題」に加えて社会保険や年金相談が可能。



・サンライフ練馬

対面 電話

貫井1-36-18

☎ 03-3970-0250 要事前電話予約

（第1・2・3・5水曜、第4土曜 10時～正午、13時～16時）※受付は15時30分まで



・勤労福祉会館

対面 電話

東大泉5-40-36

☎ 03-3923-5511 要事前電話予約

都の窓口

労働相談のみ可能。紛争解決の支援やあっせんの制度の申請が可能。

▶ 東京都労働相談情報センター



・東京都LINE電話労働相談（平日9時～20時／土曜9時～17時）

オンライン



・東京都ろうどう110番

電話

☎ 0570-00-6110 （平日9時～20時、土曜9時～17時）



・池袋事務所

対面

☎ 03-5954-6110 来所相談・要予約 （平日9時～17時）

国の窓口

労働相談のみ可能。紛争解決の支援やあっせんの制度の申請が可能。



・池袋総合労働相談コーナー（池袋労働基準監督署内）

対面 電話

☎ 03-6871-6537

東京都社会保険労務士会

「労働問題」に加えて社会保険や年金相談が可能。



・社労士110番

電話

☎ 03-5289-8844 （月・水 10時～16時）

コラム Column 職場の配慮を適切に得るために

主治医からの意見を職場に伝えることが効果的です。診断書だけでなく、仕事に与える影響や留意事項がわかるように「治療と仕事の両立支援カード（主治医が就業上の意見等を提示するための様式例）」を利用するなど、適切な情報を伝えることが望ましいです。そのためには、主治医に対しても、あなたがどのような仕事に就いているか、どのような環境で仕事をしているのか説明し、就労の状況を理解してもらいましょう。

社会保険労務士（練馬区）

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（厚生労働省）
様式例集『治療と仕事の両立支援カード』

